

ねんりんピック紀の国わかやま 2019

海南市実行委員会

設立総会・第1回総会



第32回全国健康福祉祭和歌山大会
ねんりんピック紀の国わかやま2019

あふれる情熱 はじける笑顔

2019年11月9日(土)~12日(火)

日 時 平成30年5月29日(火) 午後3時 開会

会 場 海南市役所本庁 3階 3A-1・3A-2 会議室

ねんりんピック紀の国わかやま 2019 海南省実行委員会

設立総会・第1回総会資料 目次

○設立総会

全国健康福祉祭（ねんりんピック）の概要	2
第32回全国福祉祭和歌山大会の開催準備経過	3
第1号議案 ねんりんピック紀の国わかやま 2019 海南省実行委員会の設立について	4
第2号議案 ねんりんピック紀の国わかやま 2019 海南省実行委員会 会則（案）	5
第3号議案 ねんりんピック紀の国わかやま 2019 海南省実行委員会 委員・役員等の選任（案）	9

○第1回総会

第1号議案 ねんりんピック紀の国わかやま 2019 海南省基本計画（案）	11
第2号議案 ねんりんピック紀の国わかやま 2019 海南省実行委員会平成30年度事業計画（案）	12
第3号議案 ねんりんピック紀の国わかやま 2019 海南省実行委員会平成30年度収支予算（案）	13
第4号議案 ねんりんピック紀の国わかやま 2019 海南省実行委員会専門委員会規程（案）	14
報告事項 ねんりんピック紀の国わかやま 2019 海南省実行委員会事務局規程	17

ねんりんピック紀の国わかやま 2019 海南省実行委員会

設立総会 次第

- 1 開 会
- 2 市長あいさつ
- 3 全国健康福祉祭（ねんりんピック）の概要及び第32回全国健康福祉祭和歌山大会の開催準備経過について
- 4 仮議長選出
- 5 議 事
 - (1) 第1号議案
ねんりんピック紀の国わかやま 2019 海南省実行委員会の設立について
 - (2) 第2号議案
ねんりんピック紀の国わかやま 2019 海南省実行委員会会則（案）
 - (3) 第3号議案
ねんりんピック紀の国わかやま 2019 海南省実行委員会委員・役員等の選任（案）
- 6 閉 会



全国健康福祉祭（ねんりんピック）の概要

1 目的

全国健康福祉祭（ねんりんピック）は、スポーツや文化種目の交流大会を始め、健康や福祉に関する多彩なイベントを通じ、高齢者を中心とする国民の健康の保持・増進、社会参加、生きがいの高揚等を図り、ふれあいと活力のある長寿社会の形成に寄与することを目的とする。

2 主催

厚生労働省、開催地都道府県、一般財団法人長寿社会開発センター

3 共催

スポーツ庁

4 参加者

祭典の主たる参加者は60歳以上の者とするが、世代交流等にも積極的に配慮する。

5 事業の内容等

(1) 健康関連イベント

スポーツ交流大会、ニュースポーツの紹介、健康フェア等

(2) 福祉・生きがい関連イベント

文化交流大会、美術展、地域文化伝承館等

(3) 健康、福祉、生きがい共通イベント

シンポジウム、健康福祉機器展、音楽文化祭、ふれあい広場等

6 開催状況

全国健康福祉祭は、厚生省設立50周年を記念して昭和63年（1988年）に第1回ひょうご大会が開催されて以来、毎年、都道府県持ち回りで開催されている。

大会名称	テーマ及び会期
第30回 あきた大会	秋田からつながれ！つらなれ！長寿の輪 平成29年9月9日（土）～9月12日（火）
第31回 とやま大会	夢つなぐ 長寿のかがやき 富山から 平成30年11月3日（土）～11月6日（火）
第32回 和歌山大会	あふれる情熱 はじける笑顔 平成31年11月9日（土）～11月12日（火）
第33回 岐阜大会	平成32年開催（会期末定）

第 32 回全国健康福祉祭和歌山大会の開催準備経過

(平成 30 年 5 月 29 日現在)

年 月 日	準 備 経 過
平成 26 年 3 月 18 日 平成 26 年 3 月 28 日	第 32 回大会（平成 31 年度）の本県開催が内定 厚生労働省から開催決定の通知
平成 28 年 5 月 11 日 平成 28 年 5 月 23 日 平成 28 年 5 月 30 日 平成 28 年 7 月 12 日 平成 28 年 8 月 1 日 平成 28 年 10 月 4 日 平成 29 年 2 月 17 日	第 1 回ねんりんピック紀の国わかやま 2019 実行委員会（仮称） 設立準備会を開催 第 32 回全国健康福祉祭和歌山大会に係る競技団体等説明会及び市 町村担当者説明会を開催 大会テーマの提案募集（～8 月 31 日） 市町村ヒアリング実施（～26 日） 競技団体ヒアリング実施（～19 日） 「会期及び開催種目・会場地市町村の素案」を発表（知事記者会見） 第 2 回ねんりんピック紀の国わかやま 2019 実行委員会（仮称） 設立準備会を開催
平成 29 年 4 月 1 日 平成 29 年 4 月 27 日 平成 29 年 6 月 6 日 平成 30 年 3 月 19 日	和歌山県福祉保健部長寿社会課内に「ねんりんピック推進室」を 設置 交流大会会場地市町・種目主管団体合同連絡会議を開催 ねんりんピック紀の国わかやま 2019 実行委員会 設立総会・第 1 回総会を開催 ねんりんピック紀の国わかやま 2019 公式ウェブサイト開設 URL https://nenrin-wakayama2019.jp/
平成 30 年 4 月 20 日	交流大会開催市町・種目主管団体合同連絡会議を開催

ねんりんピック紀の国わかやま 2019 海南市実行委員会の設立について

第32回全国健康福祉祭和歌山大会（ねんりんピック紀の国わかやま 2019）において、海南市で実施する種目の交流大会及びその関連イベントを開催するにあたり、円滑な大会運営を図るため、ねんりんピック紀の国わかやま 2019 海南市実行委員会を設立する。

ねんりんピック紀の国わかやま 2019 海南省実行委員会会則（案）

第1章 総則

（名称）

第1条 本会は、ねんりんピック紀の国わかやま 2019 海南省実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

（目的）

第2条 実行委員会は、第32回全国健康福祉祭和歌山大会（ねんりんピック紀の国わかやま 2019）において、海南省が主催する交流大会等（以下「大会等」という。）の円滑な運営と推進を期するため、必要な事業を行うことを目的とする。

（事業）

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 大会等の開催に必要な計画の策定に関すること。
- (2) 大会等の企画および運営に関すること。
- (3) 関係機関および関係団体との連絡調整に関すること。
- (4) その他前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

第2章 組織等

（構成および委員）

第4条 実行委員会は、会長、委員および監事をもって構成する。

2 委員および監事は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 大会等の開催に関係する機関又は団体に属する役職者
- (2) その他会長が特に必要と認める者

（役員）

第5条 実行委員会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 10名以内
 - (3) 監事 2名
- 2 会長は、海南省長をもって充てる。
 - 3 副会長は、委員のうちから会長が委嘱する。
 - 4 監事は、委員を兼ねることはできない。

(役員職務)

第6条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名した副会長が、その職務を代理する。
- 3 監事は、実行委員会の財務を監査する。

(任期)

第7条 委員および役員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱の日から第2条の目的が達成されたときまでとする。ただし、第4条第1項に掲げる委員および監事（以下「委員および監事」という。）が、就任時の機関又は団体等の役職を離れたときは、その委員等は辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

- 2 会長は、やむを得ない事情により、委員および監事から辞任の申出があったときは、委嘱を解くことができる。

(報酬)

第8条 委員および監事は、無報酬とする。

第3章 会議

(会議の種類)

第9条 実行委員会に次の会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 専門委員会
- 2 前項に定めるもののほか、実行委員会に会長が必要と認める会議を置くことができる。

(総会)

第10条 総会は、会長、委員および監事をもって構成する。

- 2 総会は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。
- 3 総会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。
 - (1) 交流大会等の開催および運営に係る基本方針等に関すること。
 - (2) 会則の制定および改廃に関すること。
 - (3) 事業計画および事業報告に関すること。
 - (4) 予算および決算に関すること。
 - (5) 専門委員会へ委任する事項に関すること。
 - (6) その他重要な事項に関すること。
- 4 総会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。ただし、欠席する委員からあらかじめ会長に対して、その権限を会長に委任する旨の届

- 出があったときは、当該欠席委員の数を出席委員の数に加えることができる。
- 5 委員は、やむを得ない理由があるときは、その代理者を総会に出席させることができる。この場合、当該代理者には、当該委員と同一の権限を付与するものとする。
 - 6 総会の議事は、出席委員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - 7 会長は、総会に委員以外の関係者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(専門委員会)

- 第11条 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成し、専門委員会に委員長および副委員長を置く。
- 2 委員長および副委員長は、会長が指名する。
 - 3 専門委員会は、必要に応じて会長が招集し、委員長がその議長となる。
 - 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。
 - 5 委員長および副委員長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名した専門委員がその職務を代理する。
 - 6 専門委員会は、総会から委任された事項について審議決定し、その結果を必要に応じて総会に報告する。
 - 7 専門委員の任期は、第7条の規定を準用する。
 - 8 専門委員会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第4章 会長の専決処分

(会長の専決処分)

- 第12条 会長は、総会又は専門委員会（以下「総会等」という。）を招集するいとまがないと認められるときは、これを専決処分することができる。
- 2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会等において報告し、その承認を得なければならない。

第5章 事務局

(事務局)

- 第13条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を置く。
- 2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 会計

(会計)

第14条 実行委員会の経費は、補助金およびその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第15条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(予算および決算)

第16条 実行委員会の収支予算は、総会の議決によって定め、収支決算は、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

第7章 解散

(解散)

第17条 実行委員会は、第2条の目的が達成されたときに解散する。

(残余財産の帰属)

第18条 実行委員会が解散のときに有する残余財産は、海南市に帰属するものとする。

第8章 補則

(委任)

第19条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この会則は、平成30年 月 日から施行する。
- 2 実行委員会の設立当初の会計年度は、第15条の規定にかかわらず、実行委員会設立の日から平成31年3月31日までとする。

設立総会 第3号議案

ねんりんピック紀の国わかやま2019海南市実行委員会 委員・役員等の選任（案）

職名	所属・職名等	氏名	
会長	海南市長	神出 政巳	
副会長	海南市議会議長	川崎 一樹	
	海南市老人クラブ連合会会長	下津 喜久男	
	海南商工会議所会頭	神出 勝治	
	下津町商工会会長	大谷 雅己	
	海南市体育協会会長	瀬川 禎彦	
	海南市副市長	伊藤 明雄	
	海南市教育委員会教育長	西原 孝幸	
委員	種目開催団体	和歌山県武術太極拳連盟会長	鶴保 庸介
		日本棋院和歌山県支部連合会会長	竹内 聰
	医療・衛生関係	海南医師会会長	藤木 嘉明
		公益社団法人和歌山県看護協会海南海草支部長	楠岡 誠
	産業関係	海南市観光協会会長	大江 一美
		海南飲食業組合理事長	千賀 知起
		下津飲食業組合組合長	山中 一幸
		紀州漆器協同組合理事長	冬野 泰生
		海南特産家庭用品協同組合理事長	理塚 方一
		和歌山県酒造組合連合会会長	中野 幸生
		ながみね農業協同組合代表理事専務	角谷 泰宏
		一般社団法人和歌山県タクシー協会専務理事	安東 完爾
	輸送・交通関係	公益社団法人和歌山県バス協会専務理事	森下 清司
		J R 西日本海南駅駅長	坂口 博紀
		海南市社会福祉協議会会長	濱井 兵甲
	社会福祉団体 地域団体 教育関係団体	海南市民生委員児童委員協議会会長	妻木 茂
		海南市自治会連絡協議会会長	竹内 邦夫
		海南市女性団体連絡協議会会長	岩崎 伊佐子
		海南市スポーツ推進委員会委員長	津毛 望
		特定非営利活動法人ゆうゆうスポーツクラブ海南理事長	津毛 望
		警察	海南警察署署長
	市行政	海南医療センター病院事業管理者	若宮 茂樹
		海南市総務部長	塩崎 貞男
		海南市まちづくり部長	北野 正
		海南市議会事務局長	宮井 啓行
		海南市水道部長	石本 和俊
		海南市消防長	杖村 昇
		海南市教育委員会教育次長	池田 稔
監事	海南市代表監査委員	宮尾 文也	
	海南市会計管理者	山東 昭彦	

○会長1名・副会長7名・委員28名・監事2名 計38名

(順不同・敬称略)

ねんりんピック紀の国わかやま 2019 海南省実行委員会

第1回総会 次第

1 開 会

2 議 事

(1) 第1号議案

ねんりんピック紀の国わかやま 2019 海南省基本計画 (案)

(2) 第2号議案

ねんりんピック紀の国わかやま 2019 海南省実行委員会平成30年度事業計画(案)

(3) 第3号議案

ねんりんピック紀の国わかやま 2019 海南省実行委員会平成30年度収支予算(案)

(4) 第4号議案

ねんりんピック紀の国わかやま 2019 海南省実行委員会専門委員会規程 (案)

(5) 報告事項

ねんりんピック紀の国わかやま 2019 海南省実行委員会事務局規程

3 その他

4 閉 会



ねんりんピック紀の国わかやま海南市基本計画（案）

海南市は、ねんりんピック紀の国わかやま 2019 を和歌山県で開催するに当たり、ふれあいスポーツ交流大会及び文化交流大会（以下「交流大会」という。）を開催する。

1 海南市開催の方針

- (1) 本市におけるスポーツ・文化活動をより一層促進する好機ととらえ、市民の意識高揚を図り、全国から集う参加者ととともに市民の健康づくり、生きがいづくりを推進する。
- (2) 全国から集う参加者を市民を挙げて温かく歓迎し、心のこもったおもてなしの大会とする。
- (3) 交流人口の拡大を図るため、参加者へ海南の歴史、文化、自然、食などの海南市の特色を全国に発信するとともに、魅力あるまちづくりを推進する機会とする。

2 実施主体

海南市、ねんりんピック紀の国わかやま 2019 海南市実行委員会

3 開催期間

平成 31 年 11 月 9 日（土）から 11 日（月）までの 3 日間

4 交流大会

区分	種目	開催期間	会場	参加予定人数
ふれあいスポーツ 交流大会	太極拳	11月9日(土)～ 10日(日)	海南市総合体育館	560人 (70チーム)
文化交流大会	囲碁	11月10日(日)～ 11日(月)	海南保健福祉センター	210人 (70チーム)

5 事業内容

	太極拳	囲碁
監督会議	11月9日(土)	
開始式	11月10日(日) ※交流大会開始前に実施	11月10日(日) ※交流大会開始前に実施
交流大会	11月10日(日)	11月10日(日)～11日(月)
表彰式	随時表彰予定	
関連事業	健康づくり教室、各種おもてなしイベント等を実施する。	

ねんりんピック紀の国わかやま 2019 海南市実行委員会
平成 30 年度事業計画（案）

ねんりんピック紀の国わかやま 2019 における海南市での各交流大会及び関連イベント等の運営に向けて、ねんりんピック紀の国わかやま 2019 実行委員会及び関係団体等との密接な連携のもとに事業を行う。

1 実行委員会の開催

- (1) 総会
- (2) 専門委員会

2 先催地調査の実施

第 31 回全国健康福祉祭とやま大会（ねんりんピック富山 2018）視察

【ねんりんピック富山 2018 概要】

会 期：平成 30 年 11 月 3 日（土）～6 日（火）

事業内容：①総合開会式

日 時：平成 30 年 11 月 3 日（土）9:00～13:00

会 場：富山県総合運動公園陸上競技場（富山市）

②太極拳交流大会

日 程：平成 30 年 11 月 3 日（土）～4 日（日）

※11 月 3 日は監督会議のみ

会 場：富山市八尾スポーツアリーナ

③囲碁交流大会

日 程：平成 30 年 11 月 4 日（日）～5 日（月）

会 場：丸山総合公園総合体育館（上市町）・舟橋会館（舟橋村）

④その他、各種スポーツ交流大会、ふれあいスポーツ交流大会、文化交流大会の他、健康づくり教室、健康フェア等の関連イベントを開催

3 大会開催に係る各種計画等の策定

交流大会及び関連イベント等の円滑な実施に向け、以下の準備を行う。

(1) 大会実施計画の策定

交流大会及び関連イベント等の実施計画等を策定する。

(2) 種目別開催要領の策定

交流大会の日程・競技規則・競技方法・大会規定・表彰等を策定する。

4 広報活動の実施

(1) ポスター・グッズ等の作成

(2) 各種イベント会場における広報活動の実施等

5 リハーサル大会の開催

太極拳の競技について、以下のとおりリハーサル大会を実施する

会 期：平成 30 年 11 月 11 日（日）

会 場：海南市総合体育館

6 県・他市町実行委員会、競技主管団体、関係機関・団体等との連絡調整

平成30年度収支予算(案)

【収入】

(単位:千円)

項 目	予算額	摘要
1 市補助金	1,200	・実行委員会運営・交流大会開催準備事業費、及びリハーサル大会実施事業費×1/2
2 県補助金	2,200	・実行委員会運営・交流大会開催準備事業費、及びリハーサル大会実施事業費×1/2 ・競技主管団体準備事業費×10/10
合 計	3,400	

【支出】

項 目	予算額	摘要
1 実行委員会運営・交流大会開催準備事業	1,400	
旅費	390	実行委員会委員、事務局員の視察等に係る旅費等 ・ねんりんピック富山2018(総合開会式・交流大会等) ・ねんりんピック富山2018事業報告会
需用費	960	・印刷製本費(実行委員会用封筒) ・消耗品費(広報啓発グッズ、懸垂幕・横断幕、 印鑑類、文具等) ・食糧費(会議お茶代等)
役務費	40	郵便料、その他運送料等
使用料及び賃借料	10	駐車場使用料等
2 リハーサル大会実施事業	1,000	
報償費	51	救護所設置に係る謝金等
需用費	305	・印刷製本費(来場者識別名札) ・消耗品(看板、文具等) ・食糧費(審判員昼食・おもてなし飲料等)
役務費	44	保険料
委託料	470	会場設営、警備等
使用料及び賃借料	130	自動車等借上料(選手搬送等)
3 競技主管団体準備事業	1,000	
補助金	1,000	2競技主管団体×500千円
合 計	3,400	

ねんりんピック紀の国わかやま 2019 海南省実行委員会専門委員会規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、ねんりんピック紀の国わかやま 2019 海南省実行委員会会則（平成30年月日施行）（以下「会則」という。）第11条第8項の規定に基づき、ねんりんピック紀の国わかやま 2019 海南省実行委員会専門委員会（以下「専門委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（名称等）

第2条 専門委員会の名称及び会則第10条第3項第5号の規定によるねんりんピック紀の国わかやま 2019 海南省実行委員会（以下「委員会」という。）総会からの委任事項は、別表のとおりとする。

（組織）

第3条 各専門委員会は、専門委員20人以内で組織する。

（役員）

第4条 各専門委員会に次の役員を置く。

(1) 委員長 1人

(2) 副委員長 1人

2 委員長及び副委員長は、会長が指名する。

（役員職務）

第5条 委員長は、専門委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき等は、その職務を代理する。

（会議）

第6条 専門委員会は、必要に応じ委員長が招集し、その議長となる。

2 専門委員会は、専門委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。ただし、欠席する専門委員からあらかじめ委員長に対して、その権限を委員長に委任する旨の届出があったときは、当該欠席専門委員の数を出席委員の数に加えることができる。

3 専門委員は、やむをえない理由があるときは、その代理者を専門委員会に出席させることができる。この場合、当該代理者には、当該専門委員と同一の権限を付与するものとする。

4 専門委員会の議事は、出席専門委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 委員長は、専門委員会に専門委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、専門委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規程は、平成30年 月 日から施行する。

別表（第2条関係）

名 称	委 任 事 項
総務企画専門委員会	<ol style="list-style-type: none">1 総務、企画に係る実施計画に関すること2 広報、市民協働及び海南らしいおもてなしに関すること3 輸送交通に関すること4 他の専門委員会に属さない事項に関すること
競技式典専門委員会	<ol style="list-style-type: none">1 競技会の運営に関すること2 式典の実施に関すること3 健康づくり等の関連イベント等に関すること4 医事衛生に関すること5 警備及び防災に関すること

ねんりんピック紀の国わかやま2019 海南市実行委員会 専門委員会名簿（案）

総務企画専門委員会	
	団体名
1	海南商工会議所
2	下津町商工会
3	海南市観光協会
4	海南飲食業組合
5	下津飲食業組合
6	紀州漆器協同組合
7	海南特産家庭用品協同組合
8	和歌山県酒造組合連合会
9	ながみね農業協同組合
10	一般社団法人和歌山県タクシー協会
11	公益社団法人和歌山県バス協会
12	J R西日本海南駅
13	海南市自治会連絡協議会
14	海南市女性団体連絡協議会
15	海南市総務部
16	海南市まちづくり部

競技式典専門委員会	
	団体名
1	海南市体育協会
2	海南市老人クラブ連合会
3	和歌山県武術太極拳連盟
4	日本棋院和歌山県支部連合会
5	海南医師会
6	公益社団法人和歌山県看護協会海南海草支部
7	海南市社会福祉協議会
8	海南市民生委員児童委員協議会
9	海南市スポーツ推進委員会
10	特定非営利活動法人ゆうゆうスポーツクラブ海南
11	海南警察署
12	海南医療センター
13	海南市教育委員会
14	海南市消防本部

ねんりんピック紀の国わかやま2019海南省実行委員会事務局規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、ねんりんピック紀の国わかやま2019海南省実行委員会（以下「実行委員会」という。）会則第13条第2項の規定に基づき、実行委員会事務局（以下「事務局」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2章 事務局

(設置)

第2条 事務局は、海南省暮らし部高齢介護課に置く。

(所掌事務)

第3条 事務局の所掌事務は、別表第1のとおりとする。

(職員)

第4条 事務局に別表2に定める職員を置き、同表に掲げる海南省職員をもって充てる。

2 前項に規定する職員のほか、必要に応じ、事務局に臨時の職員を置くことができる。

(職務)

第5条 事務局長は、実行委員会の会長（以下「会長」という。）の命を受け、事務局の事務を統括し、職員を指揮監督する。

2 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故があるとき等は、その職務を代理する。

3 事務局係長は、上司の命を受け関係事務を掌理する。

4 事務局職員は、上司の命を受け事務に従事する。

(服務)

第6条 職員の服務については、海南省の例による。

第3章 決裁

(会長の決裁事項)

第7条 会長の決裁事項は次のとおりとする。

- (1) 総会及び専門委員会の招集に関すること。
- (2) 総会及び専門委員会に付すべき事項に関すること。
- (3) 実行委員会の委員等の委嘱に関すること。
- (4) 実行委員会の規程等の制定改廃に関すること。
- (5) その他特に重要と認められる事項に関すること。

(専決)

第8条 事務局長及び事務局次長は、別表3に掲げる事項を専決することができる。

2 前項に定めるもののほか、海南省の例により、専決することができる。

3 前2項の規定にかかわらず、重要と認められる事項については、上司の決裁を受けなければならない。

(代決)

第9条 決裁権者が不在のときは、別表4に掲げる区分に応じ、それぞれ同表に定める代決者が代決することができる。

第4章 文書の取扱い

(文書の記号番号)

第10条 文書には、「ね海実」の記号及び会計年度による一連番号を付さなければならない。

ただし、軽易な文書については、これを省略することができる。

(文書の保存)

第11条 処理済みの文書は、事務局において編さんし、事務局長が別に定める期間保存しなければならない。

2 実行委員会会則第17条の規定により、実行委員会が解散したときは、保存文書を海南市へ引き継ぐものとする。

(準用)

第12条 前2条に定めるもののほか、文書の取扱いについては海南市の例による。

第5章 公印

(公印)

第13条 公印の種類等は、別表5のとおりとする。

2 前項の公印は、事務局次長が管理する。

3 前2項に定めるもののほか、公印の取扱いについては、海南市の例による。

第6章 財務

(旅費)

第14条 職員の旅費の額及びその支給方法については、海南市の例による。

(費用弁償)

第15条 実行委員会の委員等が会務のため旅行したときは、その旅費について費用弁償することができる。

2 前項の費用弁償の額及びその支給方法については、海南市の例による。

(予算の編成)

第16条 事務局長は、会長の指示に基づき、毎会計年度予算を編成するものとする。

2 事務局長は、予算の議決後に生じた理由に基づいて、予算に追加その他の変更を加える必要が生じたときは、会長の指示に基づき、補正予算を編成するものとする。

(出納員)

第17条 事務局に出納その他の会計処理をさせるため、出納員を置く。

2 出納員は、事務局係長をもって充てる。

(金融機関の指定)

第18条 現金の出納は、事務局長が別に指定する金融機関を通じて行うものとする。

(決算)

第19条 事務局長は、毎会計年度出納に関する事務を完了したときは、収支決算を速やかに作成し、証拠書類を添付して会長に提出しなければならない。

2 会長は、前項の規定により収支決算書その他の証拠書類の提出を受けたときは、監事の監査を受けなければならない。

(準用)

第20条 この章に定めるもののほか、予算、決算、契約、収入、支出その他の財務に関する事項については、海南市会計規則及びその他の海南市の財務に関する規則の例による。

第7章 補則

(委任)

第21条 この規程に定めるもののほか、事務局の運営等に関し必要な事項は、会長の承認を得て事務局長が別に定める。

附 則

この規程は、平成30年 月 日から施行する。

別表1（第3条関係）

所 掌 事 務
1 実行委員会の組織、人事、サービス等に関すること。 2 開催準備の総合的な企画及び調整に関すること。 3 総会、専門委員会に関すること。 4 実行委員会の事業計画及び事業報告に関すること。 5 実行委員会の予算及び決算に関すること。 6 その他ねりんピック紀の国わかやま2019の実施及び実行委員会の運営に関し、必要な事項に関すること。

別表2（第4条関係）

事務局長	事務局次長	事務局係長	事務局職員
くらし部長	くらし部 高齢介護課長	くらし部 高齢介護課専門員	くらし部 高齢介護課職員等

別表3（第8条関係）

事 項	事務局長	事務局次長
1 申請、届出、通知、照会、回答、報告に関すること	重要なもの	軽易なもの
2 臨時職員等の任免に関すること		○
3 臨時職員等のサービスに関すること		○
4 職員の事務の分担に関すること		○
5 出張命令に関すること	実行委員会委員等 並びに事務局次長	事務局係長 及び事務局職員
6 会計処理に関すること	海南市事務決裁規程に準ずる	

別表4（第9条関係）

決裁権者	代 決 者
会 長	事務局長
事務局長	事務局次長

別表5（第13条関係）

名 称	寸 法	書 体
ねりんピック紀の国わかやま2019海南市実行委員会会長之印	方24mm角	れい書